潮来市国民保護計画 (概要)

国民保護とは、外国からの武力攻撃や大規模テロ等から国民の生命、身体及び財産を保護することをいいます。

こうした措置を実施するため、市では「潮来市国民保護計画」を策定し、安心・安全なまちづくりに努めます。

対象者は・・・

市が行う国民保護措置の対象者は、通勤・通学者や観光で訪れている外国人などを含め、市内に居住・滞在する全ての方です。

潮来市

計画の主な内容

潮来市国民保護計画は、外国からの武力攻撃や大規模テロ等に際して、市が迅速・的確にみなさんを保護するために予め策定する計画です。 策定にあたっては、次の点に留意しました。

- ◎ 地震などの災害対策(防災計画)のしくみを活用する。
- ◎ 市民の「避難」、「救援」、「武力攻撃に伴う被害の最小化」を重視する。

計画の主な内容は次のとおりです。

- 1. 総論・想定する事態
- 2. 平素からの備え
- 3. 武力攻撃事態への対処(住民の避難と救援)
- 4. 復旧
- 5. 緊急対処事態における対処

1. 総論・想定する事態

- ◎ 市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び本計画に基づき、市民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施します。
- ◎ 市は、国民保護措置を実施するにあたり、基本的人権の尊重、市民の協力、 各指定公共機関の自主性の尊重、高齢者等への配慮、国民保護措置に従事す る者等の安全確保を基本方針とします。
- ◎ 市は、攻撃の手段や規模により次の事態を想定しています。

攻撃の手段や規模により次の事態を想定しました。

事 態	
武力攻撃事態	①着上陸侵攻 複数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、国土を占領する攻撃 ②ゲリラ・特殊部隊による攻撃 特殊部隊を潜入させ、重要施設への破壊や要人の暗殺等を実施する攻撃 ③弾道ミサイル攻撃 弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃 ④航空攻撃 爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃
緊急対処事態 (大規模テロ等)	 ①危険物質を有する施設への攻撃 ガス貯蔵施設等への攻撃の場合、多大な人的被害と社会経済活動に支障が生ずる ②大規模集客施設等への攻撃 駅、列車、ショッピング施設を爆破するなど多大な人的被害が生ずる ③大量殺傷物質による攻撃 放射性物質を含む爆弾や炭疽菌、サリン等の散布による攻撃 4交通機関を破壊手段とした攻撃 航空機による自爆テロ等で多数の人的被害が生ずる

2. 平素からの備え

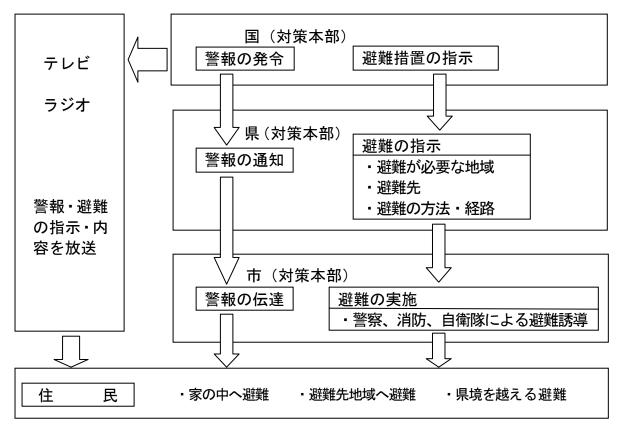
- ◎ 市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、平素から必要な組織 及び体制の整備を行うとともに、次のような備えを行います。
 - 組織体制の整備
 - ・警報、避難指示を迅速・的確に行える体制をつくります。
 - 関係機関との連携協力関係をつくります。
 - 情報の収集、提供の体制整備
 - ・防災における体制を活用し、通信の確保を図ります。
 - 避難施設の指定
 - ・あらかじめ避難施設を指定します。
 - 物資資材の整備
 - ・災害対策用の備蓄を活用します。
 - ライフラインや鉄道等の危機管理の強化
 - ・警察、消防と協力し、施設管理者による安全確保に取り組みます。
 - 訓練の実施
 - ・県、警察、消防等と連携協力し訓練を実施します。

3. 武力攻撃事態への対処(住民の避難と救援)

- ◎ 事態が発生したとき、市は「潮来市国民保護対策本部(本部長・市長)」を 設置し、国、県、警察、消防などの関係機関と連携協力して住民の安全確保 に努めます。
- ◎ 市は、県と協力し、日本赤十字社などと力を合わせて救援活動を実施します。 また、安否情報を収集し、皆さんに提供します。
 - 警報の通知・伝達、避難の指示
 - ・ 市は、防災行政無線や市ホームページ、テレビ、ラジオを通じて皆 さんに警報を伝えます。
 - 市長は知事からの指示を受け、警察や消防など関係機関と協力して 住民の避難の実施にあたります。

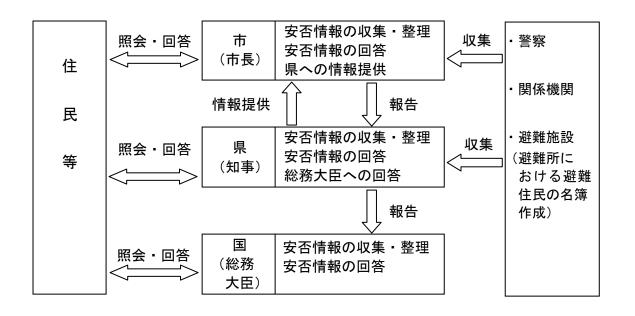
- 避難場所や医療の提供
 - ・ 避難場所の開設や食品・飲料水・生活必需品・医薬品などの提供を 行います。
- 安否情報の収集や提供など
 - ・ 行方不明者や家族と離ればなれになった人のために、安否情報の収 集や提供を行います。

武力攻撃発生情報入手時の警報・避難の流れ



- ・避難誘導が必要な場合には、状況に応じた指示が出されますので、指示に 従って落ち着いて行動してください。
- ・正確な情報により行動してください。

高齢者や身体の不自由な方々に対しては、優先的な避難、交通手段の確保に 努めます。



4. 復旧

- ◎市は、武力攻撃により市が管理する施設及び設備に被害が発生したときは、 皆さんの生活に大きな支障とならないよう一時的に修繕や補修を行います。 また、本格的な復旧については国・県と連携して実施します。
 - ○被災地等の復旧、復興
 - ・生活の確保を最優先とした応急復旧の実施
 - ○国民生活の安定
 - ・被災児童生徒等に対する教育
 - ・公的徴収金の減免
 - ・協力者等に対する損失・損害補償

5. 緊急対処事態への対処

◎市は、国・県・警察・消防関係機関と協力して、武力攻撃発生時に対応できるよう即応体制の強化などに取り組みます。